



807 更新

株式会社 マツオ

一般事業主行動計画

令和 3 年 9 月 1 日

1. 方針

株式会社マツオ（以下、「会社」という。）は、「仕事と家庭生活の調和」「仕事と子育ての両立」を推進して、職場環境と労働条件の整備に取り組むものとする。

2. 計画期間

- ①（自）： 令和 3 年 9 月 1 日
- ②（至）： 令和 8 年 8 月 31 日

3. 目標 及び その目標達成のための対策

目標 1 所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、作業効率の向上などによる実労働時間の短縮を図る。

この目標を達成するための対策とその実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 令和 3 年 9 月 1 日： 労働時間に関する法令の調査理解と導入する制度の検討（労働者の意見聴取も含む。）に着手する。
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日： 運用責任者の選定と研修に着手する。
- (3) 令和 4 年 10 月 1 日： 制度の運用を開始する。

目標 2 出産、育児、介護などに関する法令を継続的に周知し情報提供をする。

この目標を達成するための対策とその実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 令和 3 年 9 月 1 日： 出産、育児、介護などに関する法令の調査理解し、情報提供の手段方法などの検討（労働者の意見聴取も含む。）に着手する。
- (2) 令和 4 年 6 月 1 日： 運用責任者の選定と研修に着手する。
- (3) 令和 4 年 10 月 1 日： 運用を開始する。

目標 3 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練を推進する。

この目標を達成するための対策とその実施時期は、次のとおりとする。

- (1) 令和 3 年 9 月 1 日： これまでの方策を見直し検討する。
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日： 運用を開始する。

4. その他

- ① 会社は、当計画を積極的に推進するが、会社の業績及び国内外の経済状況などに変動が生じた場合に、当計画を変更することがある。
- ② また、当計画を推進するに際し、その関係者は、誠実に協力することをお願いする。

以上